

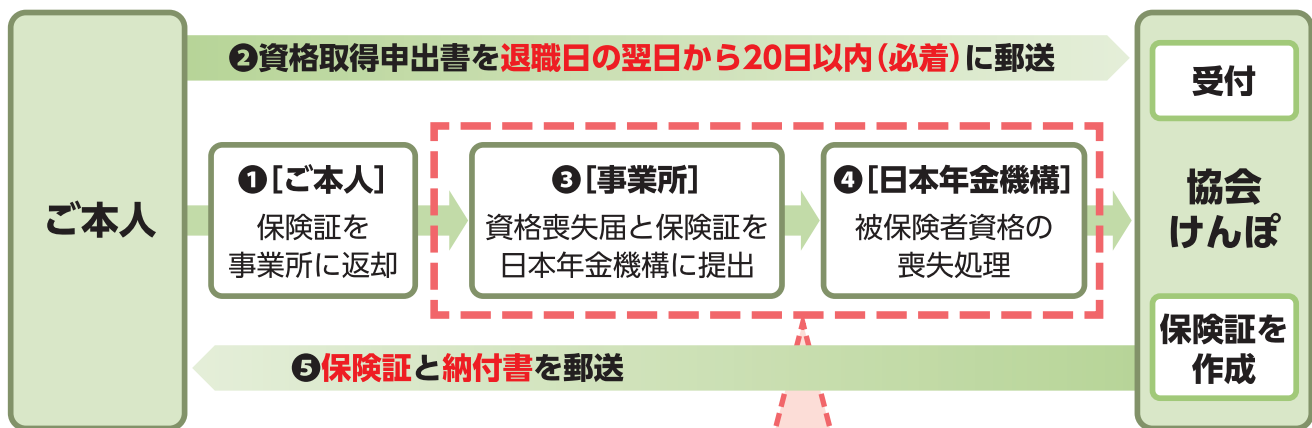
# 退職後の健康保険のご案内

在職時の保険証が使えるのは退職日までです。退職後の健康保険は以下の3種類があります。毎月納める保険料等を比較の上、ご自身で加入手続きを行ってください。

加入先	協会けんぽの任意継続	国民健康保険	ご家族の健康保険 (被扶養者)
手続き先	お住まいの協会けんぽ 都道府県支部	お住まいの市区町村の 国民健康保険担当窓口	ご家族の勤務先
加入要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>退職日までに被保険者期間が<b>継続して2か月以上</b>あること</li> <li>退職日の<b>翌日から20日以内(必着)</b>に手続きすること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>お住まいの市区町村の国民健康保険担当窓口にお問い合わせください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご家族の勤務先にお問い合わせください。</li> </ul>
保険料	<ul style="list-style-type: none"> <li>退職前に控除されていた保険料を<b>2倍した額</b>になります。</li> <li>※お住まいの都道府県と退職前に加入していた協会けんぽの都道府県が異なる場合、2倍した額にならない場合があります。</li> <li>※保険料の上限があります。</li> <li>●<b>原則2年間変わりません。</b> (保険料率の変更等を除きます。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保険料は加入する世帯の人数や、前年の所得等によって決まります。</li> <li>●お住まいの市町村によって、保険料額が異なります。</li> <li>●<b>保険料の減免制度</b>があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被扶養者の保険料の負担は原則ありません。</li> </ul>

- !**
- ☑ 退職後はすみやかに、保険証を事業所に返却してください。
  - ☑ ご家族の保険証や高齢受給者証も忘れずに返却してください。

## 任意継続の保険証が届くまでの流れ



資格取得申出書の「健康保険資格喪失証明欄」に事業主の証明をいただくか、「退職日の確認ができる書類※」を添付いただいた場合、上図③・④の処理を待たずに保険証の作成ができます。

※「退職証明書」、「雇用保険被保険者離職票」、「健康保険・厚生年金保険資格喪失届」の写し等

◆健康保険喪失証明欄の記入や「退職日の確認ができる書類」の添付がなくてもお手続きいただけます。その場合、③・④の手続きが完了した後に保険証を発行いたします。

# 任意継続に関するよくあるご質問

## Q1 保険証が届くまでの間に病院に行きたいのですが？

**A1** 保険証の提示ができない場合は、**一旦医療費の全額を負担していただき、後日協会けんぽに、①健康保険療養費支給申請書、②医療機関発行の領収書、③医療機関発行の診療明細書をご提出いただくこと**で、保険負担分(7割～8割)の**払い戻し**を行います。なお、後日保険証を持参することで医療機関の窓口で精算できる場合もありますので、受診される医療機関にご相談ください。

## Q2 任意継続の保険料は何月分から納付が必要ですか？

**A2** 保険料は加入した月分から納付が必要です。加入日(資格取得年月日)は退職日の翌日になり、加入が月の途中であっても1か月分の保険料を納めていただく必要があります(日割り計算ではありません)。そのため、お手続きの時期によっては、初回に複数月分の納付が必要な場合があります。

## Q3 退職月の給与から健康保険料が引かれています。二重払いではありませんか？

**A3** 退職日の翌日が属する月の健康保険料は発生しません。**多くの場合、給与から控除する保険料は「前月分」**になります。退職月に控除されている保険料の詳細については、お勤めだった事業所にご確認ください。

## Q4 どのような時に任意継続の資格を喪失しますか？

**A4** 次のいずれかに該当したときに資格を喪失します。なお、資格を喪失する日はその理由により異なります。

- 1 就職等により新たに**健康保険等の被保険者となった場合**  
└ 資格喪失日：新たに被保険者となった健康保険の資格取得日
- 2 保険料を納付期限までに納付しなかった場合  
└ 資格喪失日：保険料を納付しなかった納付目的年月の11日(10日が土日祝日の場合は変わります)
- 3 被保険者の方が**後期高齢者医療制度に加入した場合**  
└ 資格喪失日：後期高齢者医療制度の加入日(通常は75歳の誕生日)
- 4 **被保険者が死亡した場合**  
└ 資格喪失日：死亡日の翌日
- 5 **資格喪失の申し出を行った場合**  
└ 資格喪失日：申出書の受理日の属する月の翌月1日